

提 起 ア

協定項目 2 合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提起する。

平成 1 6 年 6 月 2 9 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

合併の期日について

合併の期日は、平成 1 7 年 4 月 1 日とする。

第 2 回協議会（平成 15 年 5 月 30 日承認）における調整方針

（合併の期日について）

市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）における財政支援措置等の適用期限内に合併するものとする。なお、現行法の適用期限は、平成 17 年 3 月 31 日までであるが、同法改正に関する国の動向を見定めた上で、その期日を決定することとする。

改正された「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」抜粋

（現行合併特例法の経過措置）

平成 17 年 3 月 31 日までに市町村の合併が行われることを要件としている現行法附則を改め、平成 17 年 3 月 31 日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成 18 年 3 月 31 日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用することとする。

合併期日を「4月1日」とする理由

新市の歴史の始まった日として、市民の記憶に未永く深く刻まれ、新市誕生の日としてふさわしいと考えられること。

年度を区切りに新市の施策運営ができることから効率的であり、市民にも分かりやすく、一体感の醸成に繋がると考えられること。

合併特例法に基づく財政支援措置については、実質的に期間が 1 年延長となること。

年度途中での期日設定は、現市町村での予算執行・決算、更には、新市での暫定・本予算編成など事務の複雑、増大に繋がり、住民サービスの影響が懸念されること。

など

合併期日の変更に伴う影響について

合併特例法

普通交付税の算定替えの特例

合併が行われた日の属する年度及び続く10年

地方税の不均一課税の特例

合併が行われた日の属する年度及び続く5年

合併特例法の改正

合併期日について、平成17年4月1日以降の設定が可能となった。



合併期日を平成17年4月1日とする。(6月29日提起)

財政支援措置の期間が1年延長となる。(実質11年間)

地方税の不均一課税に対する特例措置の期間を1年延長することが可能となる。
(実質6年間まで可能)

(合併期日を変更した場合の影響)

財政支援措置(算定替え)は必然的に実質1年度分の歳入増が見込まれる。

→ 財政シミュレーション(平成27年度以降)の見直しが必要

調整済の不均一課税(都市計画税、事業所税)の適用対象年度をそれぞれ1年延長した場合、歳入減となる。

→ 設定条件が変更になることから、新市建設計画(5月27日提起)の第7章財政計画及び財政シミュレーション(平成17年度から平成22年度まで)の見直しが必要

協定項目(地方税の取扱い)の変更

| | 変更前 | 変更後 |
|-------|---|---|
| 事業所税 | 現行のとおり課税する。ただし、現在課税されていない6町村の区域については、平成21年度までは、 <u>6分の1</u> ずつ段階的に課税する。 | 現行のとおり課税する。ただし、現在課税されていない6町村の区域については、平成22年度までは、 <u>7分の1</u> ずつ段階的に課税する。 |
| 都市計画税 | 平成18年度から0.25%とする。ただし、婦中町の市街化区域については、平成21年度まで課税しない。 4月、7月、12月、2月とする。 | 平成18年度から0.25%とする。ただし、婦中町の市街化区域については、平成22年度まで課税しない。 4月、7月、12月、2月とする。 |